

1. はじめに

平成 24 年 3 月に平塚市一般廃棄物処理基本計画が改訂（以下「基本計画」という。）されてから 2 年経過した本年、外的及び内的要因を背景に計画の見直しについて諮問を受けた。この間、各施策の取組や目標値については、おおむね順調に推移していると考えられる。ただ、平成 25 年度という年がこれまでの取組を再考するポイントになったことは確かである。

平成 25 年 5 月に改訂された国の第三次循環型社会形成推進基本計画（以下「第三次循環計画」という。）では、2 R（リデュース、リユース）の大切さを改めて明記し、数値目標を定めたこと、昨年度から見直しが行われている食品リサイクル法においては食品ロスの削減というリデュースに最大の力点が置かれていること、県レベルの取組においても、食べきりげんまんプロジェクトのように実践を伴う運動が展開されてきたことがあげられる。

見直しに当たっては、国の計画・指針、また本市総合計画、環境基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（以下「ごみ処理広域化計画」という。）や神奈川県に関連計画とも整合性を保ちつつ、改めて 2 R に光をあて、一層環境負荷の低減に配慮したものへとステップアップしなければならない。

ここで改めて示す目標値の達成に向けては、市民、事業者、市の不断の努力が必要とされる。市は市民や事業者に適切に働きかけ、基本計画を実効性のあつものにしていきたい。

2. 現況と新たな数値目標

基本計画に掲げる目標値に対する現況と新たな数値目標は次のとおりである。

(1) 減量化について

A 現況

平成 25 年度における最新のごみ処理実績は 85,486 トンであり、平成 19 年度比で 14 パーセントの削減となっており、基本計画で掲げた平成 32 年度までに「同年度比で 12 パーセント以上削減する」目標は達成している。

このうち、全体の排出量の約 8 割を占める家庭系ごみは、平成 25 年度排出実績が 66,640 トンであり、計画推計値約 68,869 トンを上回る削減が実現できている。

一方、事業系ごみはここ数年、年間の総排出量が 1 万 8 千トンから 1 万 9 千トン前後で推移している。

B 新たな数値目標

平成 25 年 5 月に策定された第三次循環計画では、1 人 1 日当たりごみ排出量（以下、「排出原単位」という。）を平成 32 年度には約 890 グラムとする目標を掲げている。本市の平成 25 年度排出原単位は 907 グラムであり、更なる減量化に向けた数値目標を設定すべきである。特に、ごみ総排出量のうち約 8 割を占める家庭系ごみについては、発生・排出抑制を重点化した数値目標を設定し、検証していくことが望ましい。

また、事業系ごみについては、大型事業所の移転等、不確実な面はあるものの、引き続き法令遵守や適正排出の徹底等、減量化に向けた事業所への働きかけを強化していくことが望ましい。

(2) 資源化について

A 現況

平成 25 年 10 月から新たな環境事業センターが稼働し、焼却残渣の全量資源化（路盤材等）を開始した効果は大きいものの、ごみ処理広域化計画で配置予定であった厨芥類資源化施設の整備取止めなどにより、基本計画に掲げた平成 32 年度資源化率 34 パーセント以上の達成は見込めない状況である。

また、容器包装プラスチック類の可燃ごみへの混入割合が一部他市よりも高いこと、ごみ組成に占める割合も近年は 20 パーセント近くで推移している。

B 新たな数値目標

現況及び資源化品目の拡大が容易でない中、基本計画に掲げた平成 32 年度資源化率 34 パーセント以上は下方修正せざるを得ないと考える。

今後、可燃ごみへの資源化品目の混入防止などによる資源化量を増加させる分別排出の方策を検討することも必要だが、第三次循環計画でも提唱されているように、ごみの排出量そのものを抑制していく方策を第一に考え、結果として相対的に資源化率が高まる体質を目指すべきである。

その上で、平成 25 年度の資源化率 23.8 パーセントを踏まえた新たな数値目標を設定することが望ましい。

(3) 最終処分量について

A 現況

平成 25 年 10 月から新たな環境事業センターが稼働したことで、最終処分量は平成 25 年度実績で約 3 千 8 百トン、基準年の平成 19 年度（10,536 トン）比で 64 パーセントの削減となっており、基本計画で掲げた平成 32 年度目標値 80 パーセント以上削減の達成に向けて順調に推移している。

B 新たな数値目標

新たな環境事業センターが焼却残渣の全量資源化を開始したことで、最終処分場に搬入される埋立量は大幅に削減されている。このことは、最終処分場の延命化にもつながるものである。

今後も、不適正物の混入防止や水分の削減により焼却施設の安定処理を継続し、基本計画に掲げた目標値を改めて数値目標として掲げ、最終処分量の削減に努めることが望ましい。

3. 課題と取り組むべき方向性

第三次循環計画は、今後取り組むべき課題の1番目に、「2Rの取組がより進む社会経済システムの構築」をあげており、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、再生利用（リサイクル）に先立って、2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））を可能な限り推進することが基本とされなければならない」ことを改めて明記した。

その中で、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」の削減に向けた事業者や消費者（家庭）の責務・取組について、商習慣・消費者の発生抑制に向けた意識改革を促してゆく必要性が求められている。

神奈川県を含む九都県市（※1）においては、家庭ごみの3分の1以上が生ごみであること、「食品ロス」は日本全体で年間約500万から800万トンになることから、外食産業や家庭での「食品ロス」に対する意識を持ち、無駄をなくす取組として『食べきりげんまんプロジェクト』キャンペーンが実施されている。また、家庭ごみの約4分の1を占める容器包装についても、同様に「容器&包装ダイエット宣言」キャンペーンを実施している。

本市においても、第三次循環計画で示す2Rの推進を図る上で、食品ロスの削減に向けた市民の意識啓発に取り組むとともに、燃せるごみの約7割を占める家庭系ごみの排出削減を図る必要がある。

そこで、家庭系ごみを構成する紙、厨芥類、合成樹脂等の内容物の視点から、今後取り組むべき方向性をまとめることとする。また、事業系ごみについては、生産者としての役割及び排出者としての役割の視点から、今後取り組むべき方向性をまとめることとする。

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

(1) 家庭系ごみ

① 木・竹類について

家庭から排出される剪定枝については、平成 27 年 10 月から剪定枝資源化施設（二宮町）に搬入し、資源化されることが予定されている。燃せるごみとせず分別排出することを市は周知徹底し、市民は協力しなければならない。

② 紙・布類について

著しく汚れがある場合は、燃せるごみとして排出することもあるが、資源となるものについては可能な限り、分別排出するよう周知徹底することが必要である。また、個人情報や印字された紙であっても、該当箇所が除去可能な場合は、除去した上で資源再生物として分別排出するよう、市は周知徹底し、市民は協力しなければならない。

③ 合成樹脂類について

容器包装プラスチック類の排出状況に関しては他市の例と比較すると、平塚市と同程度のごみの排出量で、かつ資源ごみの占める割合の高い市は、容器包装プラスチック類の排出量が多い傾向にある。これは、資源再生物として分別排出を徹底することで可能になる。可能な限り資源再生物として分別排出するよう、市は周知徹底し、市民は協力しなければならない。

④ 厨芥類について

これまでも市は、生ごみとして排出されたものの対処方法として、水切りの周知徹底、コンポスターの斡旋や電動生ごみ処理機の補助に努めてきた。近年では、市民団体との協働により生ごみを堆肥として活かす講座を開催しており、そういった活動は継続していくべきである。

しかしながら、家庭から排出するごみ量そのものを削減するには、生ごみを排出する前の取組、つまり、次のような発生抑制の取組が必要である。

・食品廃棄や食品ロスの実態を認識

国の報告によると家庭系の食品廃棄物については、発生量の約 1,072 万トンに対し、再生利用されている割合は約 6 %で、残りの約 1,005 万トンが焼却又は埋立処分されている。また、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている「食品ロス」が日本全体で約 500 万トン～800 万トンもあることを、市は周知し、市民は認識すべきである。

- ・食材の消費期限と賞味期限の理解

食材の「消費期限」は“食べても安全な期限”のため、それを過ぎたものは食べないほうが安全であるが、「賞味期限」は“美味しく食べられる期限”であり、それを過ぎても食べられなくなるわけではないといったことを、市は周知し、市民は認識すべきである。

- ・3切り行動の実践

市民は「水切り」、「食べ切り」、「使い切り」の3切りの実践に努め、食品廃棄物の発生抑制に努めるよう習慣化することが必要である。

- ・エコクッキングによる調理工夫

平塚市食生活改善推進団体「ママの会」のような市民団体の協力を得ながら、市は調理の工夫次第で食材を有効活用できる方法、ごみの減量化につながる方法を「広報ひらつか」等で情報発信することが必要である。

- ・家庭や学校給食における食教育の推進

平成25年度から神奈川県全体として「食べきりげんまんプロジェクト」が開始された。食品ロスの削減に向けた消費者行動として、①食べきり料理、②買い物前の在庫チェック、③消費期限・賞味期限の違いの説明等が提案されている。子どもから大人まで共通した意識を持つことは効果を高めることにつながる。家庭教育や学校教育といった場を利用した意識啓発が必要である。

(2) 事業系ごみ

事業者は、排出者責任として不法投棄や不適正処理しないことはもちろん、環境に配慮した事業活動を行うことで、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たさなければならない。

① 生産者等としての役割

・ 商品の製造、販売

拡大生産者責任を踏まえて、製品の製造段階から率先して再生資源を使用するとともに、リサイクル可能な商品の開発や製造、販売をすることが求められる。

・ 消費者への協力

第三次循環計画においても、小売事業者は消費者に近い事業者として食品容器の回収についての貢献が求められているので、できる限りの協力をすることが望ましい。

② 排出者としての役割

・ 発生抑制の徹底

食品リサイクル法の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から食品廃棄物等の発生抑制の目標値が 23 業種で示され、本格実施されている。平塚市においては、多量排出事業者（1 年間に 36 トン以上のごみを排出する事業者）の約半数、また一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する事業所のうち約半数が外食産業や食品小売業に該当する。各事業者は明確な目標をもって発生抑制に努めてほしい。

また、9 都県市において進めている「容器&包装ダイエット宣言」は、容器を簡略化し、ごみを減らそうとする取組である。一般家庭から出るごみの多くは商品の容器や包装が占めている。事業者は流通・販売等の段階で容器・包装を軽量化或いは簡易化し、ごみの発生抑制に努めてほしい。

そして、市はこれらの多量排出事業者へ立ち入り調査を実施する際はもちろんのこと、それ以外の事業者に対しても各法やキャンペーンの周知を様々な媒体を用いて行うべきである。

・ 分別排出の徹底

事業活動に伴うごみは、基本的に産業廃棄物に分類されるが、ごみの性状によっては一部が事業系一般廃棄物として持込処理可能となっている。

平塚市においては特定ごみ制度廃止後、事業系一般廃棄物について市に

よる回収は行っていないので、事業者は法の趣旨に則り自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するかで処理責任を果たさなければならない。

市も、事業系一般廃棄物が家庭系ごみのステーションに排出することのないよう周知徹底されたい。

- **資源化意識の徹底**

民間事業者においても、剪定枝はなるべく資源化すべきである。市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、剪定枝の資源化を行う処分業者を民間事業者に紹介する等、資源化量の増加に努めるべきである。

また、個人情報が含まれている場合であっても、シュレッダー並びに融解処理することが可能な業者があるので、できる限り事業系一般廃棄物とせず、資源として再生利用なものとして排出するよう、市は周知徹底し、事業者は協力しなければならない。

4. おわりに

今回の答申は、第三次循環計画で示された2Rのより一層の推進を図ることに論点を絞り、また、ごみの内容物に視点をあてるかたちで、家庭系及び事業系の進むべき方向性を整理した。

同じ減量化の取組であっても、整理する視点を廃棄物として発生する前とするのか、それとも後に設定するかで、その考え方は全く変わってくる。前者においては、排出者としての姿勢が、後者においては廃棄物として発生したものへの対応力が求められる。これまでの廃棄物行政はどちらかと言えば後者のように発生した廃棄物をいかに無害化し、減容化するかに力点が置かれてきたのではないだろうか。発生したものをいかにして処理するか、そのための施策はといった具合である。

しかしながら、これからは第三次循環計画でも示されているように、排出時点で廃棄物になる量を抑制し、トータルとしての環境負荷をどれだけ低減できるかにかかっている。

資源化についても先述したが、処理量そのものを「足す」発想から、「引く」発想への転換が求められているのではないだろうか。必要ないものは何か、引き算できるものは何か、つまりリデュースの発想である。

今回の答申、さらにはパブリックコメントを踏まえ、実りある基本計画となることを切望するとともに、当審議会においても、進捗を見守っていきたい。

平塚市廃棄物対策審議会委員名簿

| | | |
|-----|--------|-----------------------|
| 会 長 | 藤野 裕弘 | 東海大学教養学部人間環境学科教授 |
| 副会長 | 陶山 正明 | 平塚市自治会連絡協議会 |
| 委 員 | 金子 修一 | 平塚市議会議員 |
| 〃 | 白石 慎太郎 | 平塚商工会議所 議員 |
| 〃 | 鈴木 比呂輝 | 平塚商工会議所 常議員 |
| 〃 | 椎野 文子 | 平塚市地区美化推進委員長連絡協議会委員 |
| 〃 | 中谷 由美子 | 平塚市ごみ減量化推進員会地区代表委員 |
| 〃 | 伊藤 恵久 | 平塚市資源回収協同組合代表理事 |
| 〃 | 宮本 文吾 | 市民公募 |
| 〃 | 厚見 利子 | 市民公募 |
| 〃 | 人見 孝 | 湘南地域県政総合センター環境部環境調整課長 |